

平成 25 年 5 月 21 日

## 生物多様性地域戦略の策定状況について

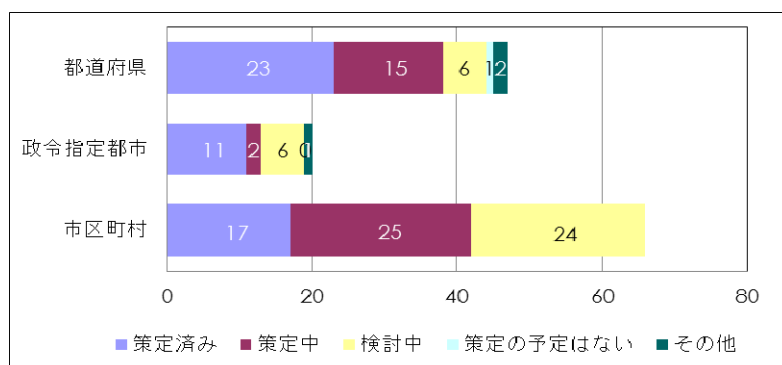
環境省自然環境局自然環境計画課  
生物多様性地球戦略企画室

### 【調査の概要】

1. 生物多様性地域戦略の策定に関する各地方公共団体における取組状況について、平成 25 年 1 月末に、全ての都道府県に対して文書で照会しました。（回収率 100%）
2. 平成 24 年度末（平成 25 年 3 月末）までに策定された 53 の生物多様性地域戦略（51 地方公共団体）の全てについて、策定に関する取組内容等についてアンケートを行いました。（回収率 100%）

### 【結果】

#### 1. 生物多様性地域戦略の取組状況



- ・照会への回答をもとに、平成 25 年 3 月末における時点修正を行っています。
- ・市区町村については、「策定済み」以外は把握できたもののみを集計しています。

#### ○策定済みの地方公共団体

##### (1) 都道府県 (23)

北海道、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県

※愛知県は改定計画を策定済み、滋賀県は 2 つの計画を策定

##### (2) 政令指定都市 (11)

札幌市、さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市

##### (3) 市区町村 (17)

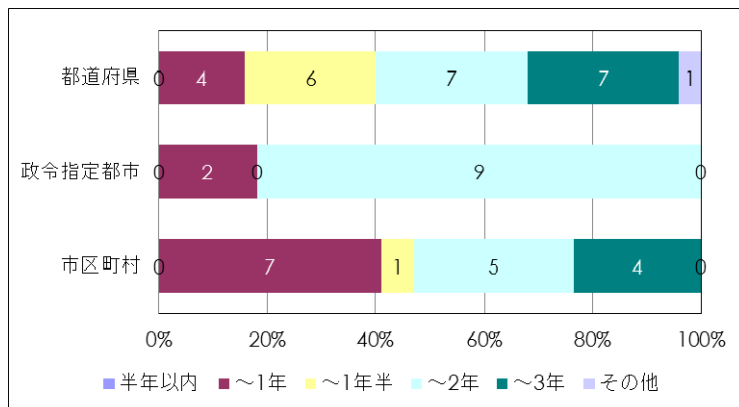
黒松内町（北海道）、礼文町（北海道）、柏市（千葉県）、流山市（千葉県）、千代田区（東京都）、大田区（東京都）、葛飾区（東京都）、厚木市（神奈川県）、佐渡市（新潟県）、高山市（岐阜県）、岡崎市（愛知県）、高島市（滋賀県）、和泉市（大阪府）、明石市（兵庫県）、西宮市（兵庫県）、宝塚市（兵庫県）、北広島町（広島県）

※ 策定済みの地方公共団体は、平成 23 年度末（平成 24 年 3 月末）と比べて、6 都県、4 政令指定都市、5 市区町の増加となりました。

## 2. 生物多様性地域戦略策定に関する取組内容等

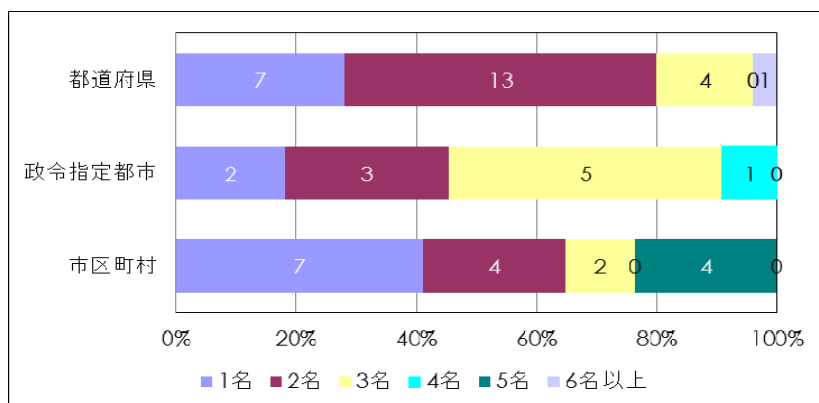
- ・項目によっては未回答の場合もあるため、回答数の合計は必ずしも計画数（都道府県：25、政令指定都市：11、市区町村：17）と一致していない場合があります。

### (1) 戦略の策定に要した期間



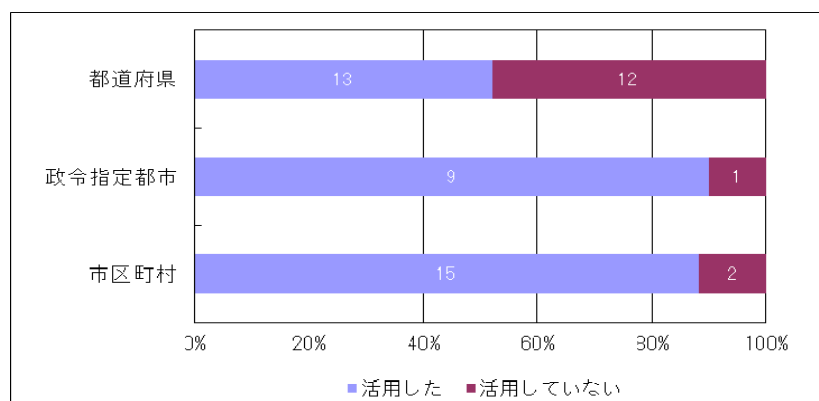
- ・多くの計画（約75%）が2年以内で策定されています。

### (2) 策定に主に従事した職員数



- ・多くの計画（約70%）が2名以内の職員で作業が進められています。

### (3) 委託等、外部機関の活用



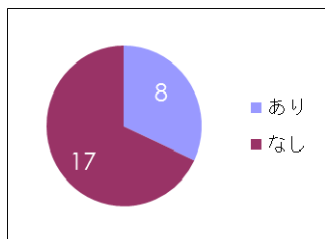
- ・多くの計画策定に際し（約70%）、外部機関を活用しています。
- ・外部機関活用の内容は、業務支援（委員会等の開催、資料作成など）が最も多く

<添付資料>

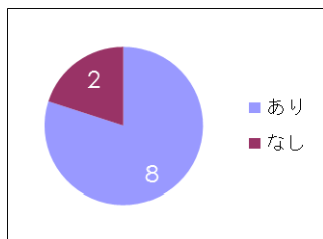
全体の約5割で、そのほかに生物相調査や文献調査などデータの収集などとなっています。

(コンサルタントなどへの委託)

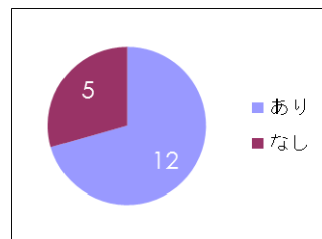
○都道府県



○政令指定都市

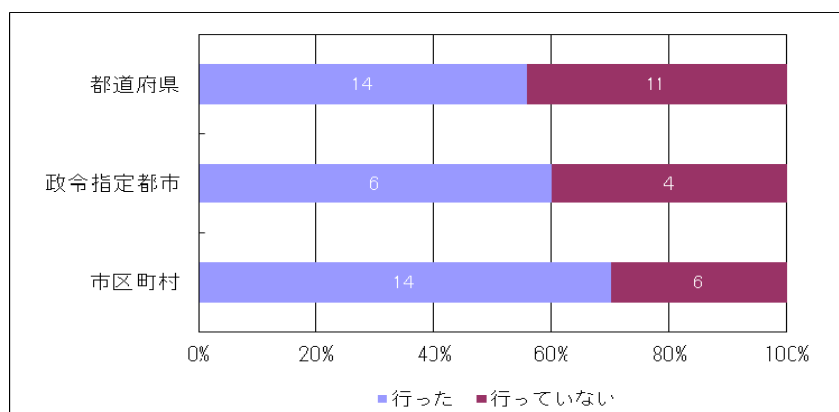


○市区町村

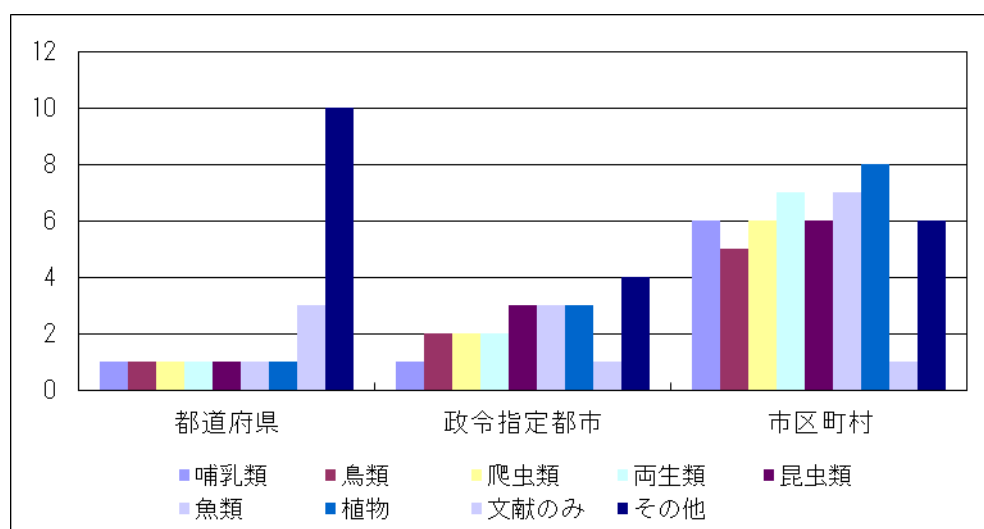


- 外部機関の活用のうち委員会等の開催や資料作成などをコンサルタントなどに委託する業務支援は、都道府県では約3割、政令指定都市及び市区町村では7割以上で行っています。

(4) 戦略策定のために行った調査

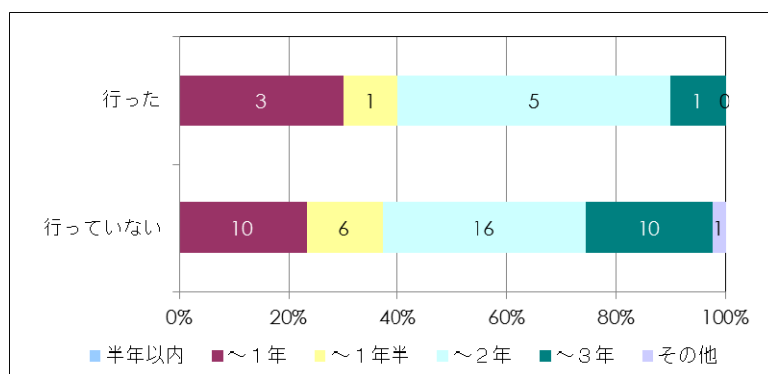


- 多くの計画(約60%)で、策定に際して新たな調査を行っています。



- 市町村の計画では生物相の調査が多く行われています。
- その他の具体的な内容としては、住民アンケート(生物多様性に関する認知度や意識調査)などがあります。

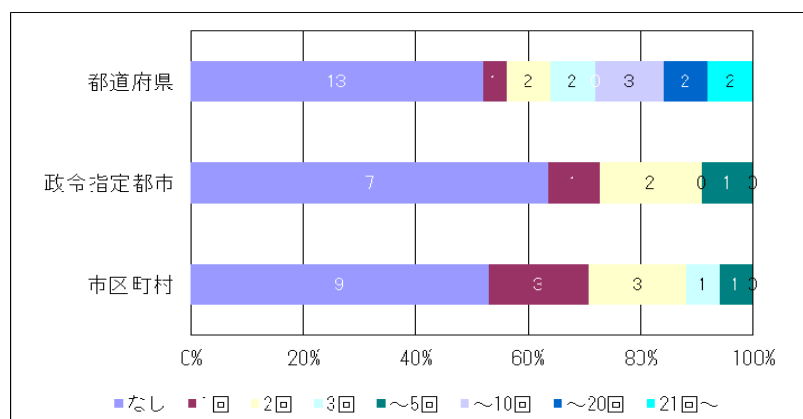
(生物相調査の実施と策定に要した期間)



- ・計画の策定に際しての生物相調査の実施は、必ずしも策定に要する期間を長くしている訳ではありません。

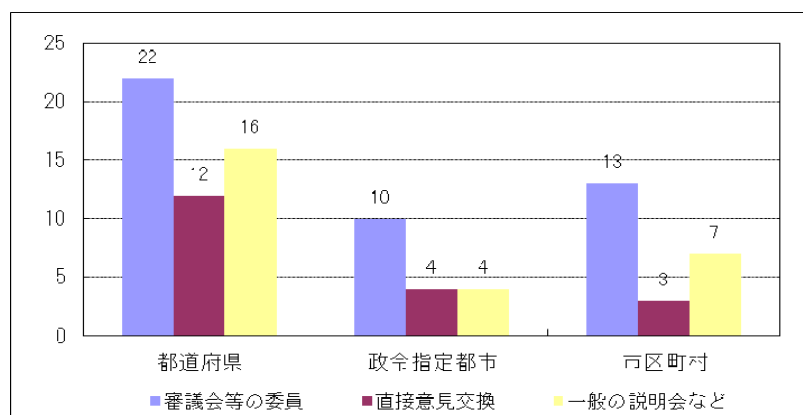
(5) 多様な主体の参画

(説明会等の実施状況)



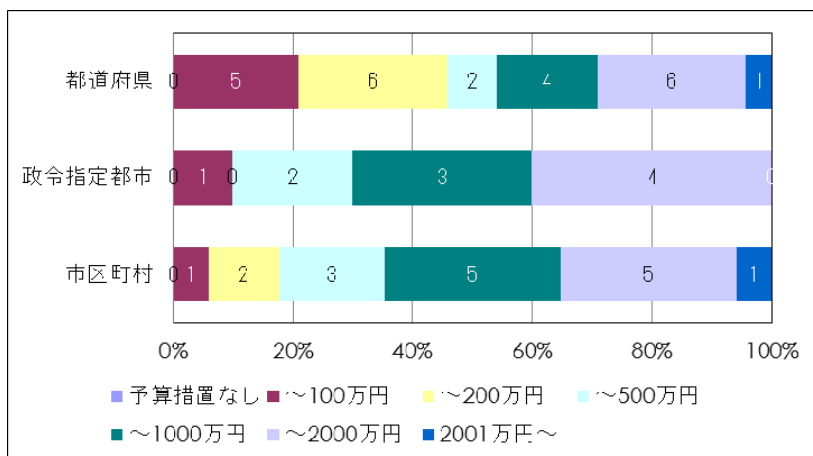
- ・パブリックコメントはほとんどの計画策定において実施されていますが、それ以外に約半数で住民やNGO等から意見を聴く機会を設けています。また、対話を重ねて計画を練り上げる手法をとった例もあります。

(自然保護団体等の参加)



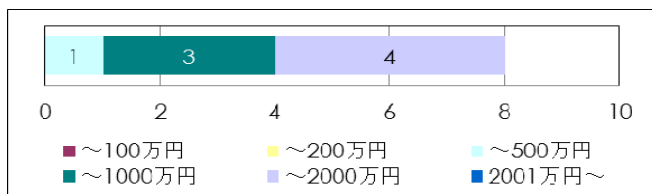
- ・パブリックコメント以外の自然保護団体等の意見の反映方法は、ほとんど(90%以上)で審議会等への委員としての参画のほか、一般の説明会などとは別に直接意見交換の場の設定(約40%)などがあります。

(6) 策定に要した費用



- ・ 審議会等の経費は別に計上しているものもあります。
- ・ 環境基本計画の中に地域戦略を位置付けたものでは、環境基本計画全体の費用としての回答も含まれます。
- ・ 費用の主な内訳としては次のものが挙げられました。
  - 審議会等の委員会開催経費及びそれに係る報酬・旅費
  - シンポジウムやワークショップ等の開催経費
  - 業務支援（委託）費用
  - 各種の調査費用
  - 印刷代

○環境省の地域生物多様性保全活動支援事業を活用して策定された計画（8計画）の策定に要した費用



- ・ 環境省からの委託費の他、地方公共団体の自主財源も含んでいます。